

## 消費税法改正に伴う下水道使用料の算定方法の変更について(案)

消費税の一部改正により、平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、大分市下水道条例の一部改正案を12月議会に提案いたします。

これに伴い下水道使用料は、現行の下水道使用料単価から税を抜いた単価に汚水排水量と変更後の消費税率1.08を乗じて得た額(1円未満切捨て)となる予定です。

税抜き下水道使用料単価と計算例は次のとおりです。

(別表第1)

区分		汚水排水量	現行(税込み)	改定(案) (税抜き)
一般 汚 水	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	円 1,058	円 1,008
	超過 料金 (1 m <sup>3</sup> につ き)	10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	160	153
		30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	185	177
		50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	208	199
		100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	232	221
		500m <sup>3</sup> を超え 1000m <sup>3</sup> まで	258	246
		1000m <sup>3</sup> を超える部分	283	270
公衆浴場汚水 及び温泉水汚水		1m <sup>3</sup> につき	19	18

(計算例) 2か月の使用水量が40m<sup>3</sup>の場合(1か月の使用水量が20m<sup>3</sup>)

基本料金 1,008円(ア)

超過料金 153円 × 10m<sup>3</sup> = 1,530円(イ)

合計 (1,008円(ア) + 1,530円(イ)) × 1.08 = 2,741円

2,741円 × 2か月 = 5,482円

現行料金 5,316円

差引増加額(2か月当たり) 166円

1年当たり増加額 996円